

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

越生町地域包括支援センター

(令和6年3月)

この指針は、越生町地域包括支援センター（以下、「当事業所」という。）において感染症が発生し、又はまん延しないよう防止することを目的とする。

1 感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方

当事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 町への報告
- (5) 保健所及び医療機関との連携

3 感染症対策委員会の設置

当事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 当事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする。
- (2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (3) 委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。
- (4) 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ア 事業所内感染対策の立案
- イ 指針等の整備・更新
- ウ 利用者及び従業員の健康状態の把握
- エ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- オ 研修・教育計画の策定及び実施
- カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

4 従業者に対する研修の実施

当事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練」を次のとおり実施する。

- (1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。

(3) 訓練

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

5 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附 則

本指針は、令和6年3月29日から施行する。